

最高裁秘書第3732号

令和7年1月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された、東京高裁令和5年1月15日判決（自由と正義2024年2月号74頁参照）の対象となった事件の受理報告及び終局報告

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年3月29日付け（同年4月2日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第14号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）